

[17]内装等（内装・客席・備品・その他の配慮）

基本的な考え方

バリアフリー法や福祉のまちづくり条例では、建築物の主な部分については、高齢者や障がい者を含めたすべての人が円滑に利用できるよう守るべき基準を定めているが、基準の適用が及ばない部分にバリアがあると、実際には利用しにくい建物になるため、基準の適用が及ばない部分（店舗等室内の一部など）についても、すべての人が利用できる環境を整備する必要がある。なお、車椅子使用者用客席及び劇場の通路については、大阪府建築基準法施行条例にてその仕様等が規定されており、注意が必要である。

●：政令・条例の基準 ○：望ましい整備

望ましい整備		解説
共通	○店舗内や室内には段差を設けない。やむを得ず段差を設ける場合は、傾斜路を設置する。	→ 段差があると車椅子使用者が利用できない。ベビーカー使用者や高齢者にとっても、使いにくい。
	○通路は車椅子使用者やベビーカー使用者も通れる幅を確保する。	→ 小さな店舗でも、最低1本は確保する
	○通路には、商品などを置かない。	→ 通路幅が確保できていても、商品などが通路にはみ出して、通路幅が狭くなり、利用できない場合がある。
	○車椅子が転回できる場所を一箇所は確保する。	
	○レジがある場合は、聴覚障がい者が値段を確認できるようにする。	
	○聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示し、受付やレジには、筆記具（メモとペン）を置くこと。	→ 筆談と手話の2つの方法でコミュニケーションを行う。
	○バリアフリーの情報をホームページ等で提供する。バリアフリー化や配慮できているものだけでなく、できていないものも情報提供を行う。	
	○確認等が必要な場合は、（介助者ではなく）本人に確認する。	
物販店	○できる限り、車椅子使用者の手が届く範囲に商品を陳列する。	
	○客への情報は音声と視覚の両方で伝えるようにする。	
	○試着室を設ける場合は、車椅子使用者が介助者と利用できる大きさのものを設ける。	→ 直径 150 cm 以上の円が内接できる広さを確保する。着替え用ベンチ（高さ 40cm～45cm）、鏡、手すりを設置する。
飲食店	○レジを設ける場合、通路幅は、車椅子使用者やベビーカー使用者も使えるものを設ける。	
	○多様なニーズに応じることができる客席を設置する。	→ 固定式のイスによるテーブル席や掘りごたつ席だけであれば、車椅子使用者が利用できない。座敷や掘りごたつ席のみであれば、高齢者や足を怪我されている方は立ち上がりづらい。
	○高齢者や足を怪我されている人、脚力が低下している人等に配慮し、立ち上がりや座位姿勢の保持のため、椅子はひじ掛け付き、背もたれ付きとし、け込みを座面奥行き $\frac{1}{3}$ 以上とする。	
	○点字メニューを店舗に1つは用意する。	
	○写真付きのメニューを店舗に1つは用意する。	→ 聴覚障がい者や知的障がい者、外国人も注文しやすい。

	<p>○飲食店カフェテリアスタイルの飲食店において、床面からの高さ 70～80cm 程度のトレー移動カウンターは、奥行き 25cm、膝下クリアランスは床面から高さ 65～75cm 程度とし、トレーを取る地点から、清算地点まで連続していること。</p>	
カウンターのある店舗	<p>○役所、病院、銀行等で呼び出しをするカウンターには、音声によるほか、聴覚障がい者への配慮として文字情報やこれに代わるサインを表示するディスプレイ等を設置する。</p> <p>○立位で使用するカウンターなどは、台を固定し、別に車椅子使用者用のカウンターなどを併設する。</p> <p>○立位で使用するカウンターなどは、実用に応じて身体を支えるための手すり、傘や杖等をおける場所を設置する。</p>	<p>赤い光の電光表示は、弱視者や色覚障がい者には見えにくく、色覚障がい者には、光った赤は黒に近い色に見える。</p> <p>カウンターについては、[16]造作設備 P.130 参照。</p>
劇場、競技場等の客席、観覧席	<p>○上映時間以外は、客席部分の照度を十分に確保する。</p> <p>○高齢者、障がい者等の座席の配置は、固定せず、一部取り外し可能とする等複数の選択が可能なよう配慮する。</p> <p>○通路側の座席の肘掛けは、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう跳ね上げ式や水平可動式とする。</p> <p>○座席番号、行、列等は、わかりやすく読みやすいように、大きさ、コントラスト、取付位置等に十分配慮する。</p> <p>○乳幼児連れ利用者等に配慮して、周囲に気がねなく利用できる区画された観覧室を設ける。</p> <p>○視覚障がい者にも座席番号がわかるよう、座席番号付近に点字表示をする。</p> <p>○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。</p> <p>○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保する。</p> <p>○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。</p> <p>○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。</p>	<p>・車椅子使用者用客席 建築基準法施行条例第 19 条の2</p> <p>・劇場の通路 建築基準法施行条例第 19 条の3</p>
(聴覚障がい者用設備等)	<p>○難聴者のために難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)、赤外線補聴装置、字幕を表示する装置等を設置する。</p> <p>○舞台もしくは客席周囲にパソコン要約筆記者用作業スペース(4名分の作業台)を確保する。</p> <p>○字幕・文字情報等のプロジェクターの設置スペースやスクリーンの設置を検討する。</p> <p>○手話通訳位置を想定してスポットライトを設けるなどの配慮が必要。</p>	
(車椅子使用者用客席)	<p>○出入口から車椅子使用者用客席までの経路には段差を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、車椅子使用者用の昇降機を設置する。</p> <p>○車椅子使用者用客席は、座席を可動式とし、席の取り外しにより車椅子使用者用観覧席がどの位置にも設置できる。</p> <p>○車椅子使用者用客席を固定設置する場合は、出入口から容易に到達できると共に、避難しやすく、舞台やスクリーン等が見やすい位置に設ける。</p> <p>○車椅子使用者用客席の間口及び奥行きは、次のとおりとする。 間口:車椅子1台につき 90cm 以上 奥行き:120cm 以上</p> <p>○車椅子使用者用客席等のスペースの中又はできる限り近い位置に同伴者用座席を設ける。</p> <p>○車椅子使用者用客席の前後には容易に出入り及び転回が可能なスペースを設ける。</p> <p>○車椅子使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車椅子やベビーカーを置くことができるスペースを設ける。</p> <p>○高齢者、障がい者等が支障なく舞台上上がることができるよう、客席・観覧席等から舞台への通路には段を設けない。段を設ける場合は、段差解消機や階段手すりを設置する。</p>	<p>リクライニング式の車椅子等、手動車椅子よりも大きな車椅子等の使用者にも対応するためには、奥行き 140cm 以上が必要。</p>

(サイトライン)	<p>○前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、前席の観客が立ち上がった際にも観覧が可能となるよう、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトライン(可視線)を確保する。</p> <p>○客席からの視線を遮らないよう、柵、手すりの高さは80cm以下とする。</p>	
運動施設	<p>○更衣ブースは、介助者が異性である場合を考慮して、専用の出入口を設けるか、更衣室の入口近くに設ける。</p> <p>○棚は車椅子による利用が可能な高さにとりつける。</p> <p>○棚のサイズは補装具等が収容できる大型のものとする。</p> <p>○運動施設では、スポーツ用の車椅子などを使用する場合もあるため、出入口や廊下幅、エレベーターの寸法などに配慮をする。</p>	<p>→ JIS T9201 に定められる手動車椅子であれば出入口の幅が80cmでも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅子の場合、利用できないものがある。 (例：テニス用車椅子幅87cm)</p>

解説図一覧

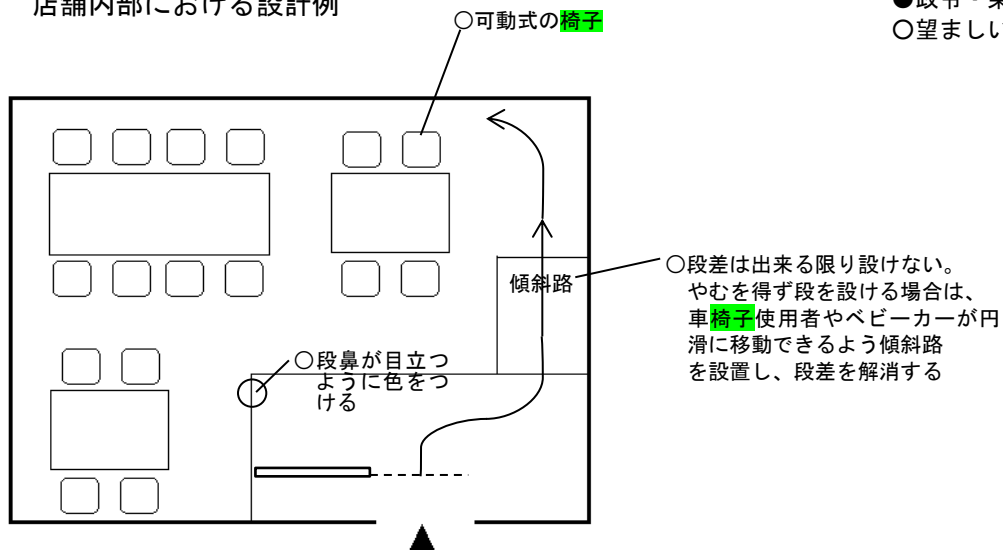
図 17.1 店舗内部における設計例	○
図 17.2 聴覚障がい者等に配慮したマーク	○
図 17.3 車椅子利用者も利用できる試着室	○
図 17.4 点字メニューの例	○
図 17.5 写真入りメニューの例	○
図 17.6 カウンターのある店舗	○
図 17.7 客席・観覧席	○
図 17.8 舞台へのアクセス	◎
図 17.9 磁気ループの設置例	○
図 17.10 赤外線システム	◎
図 17.11 FM 補聴装置(無線式補聴器)の例	◎
図 17.12 バリアフリー情報提供の例	◎

関連する章

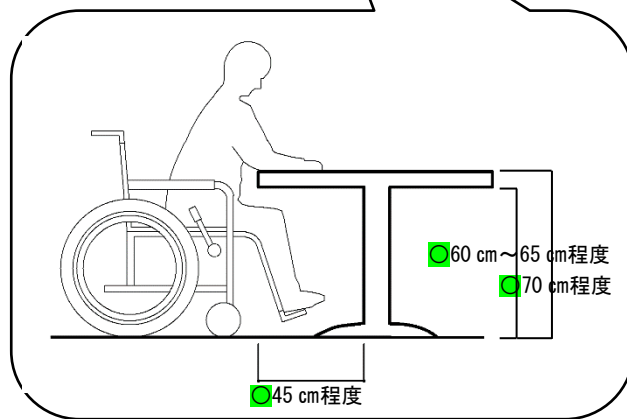
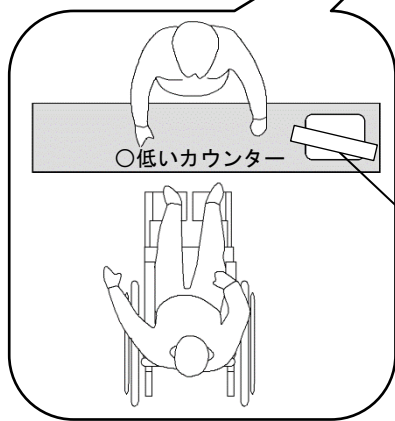
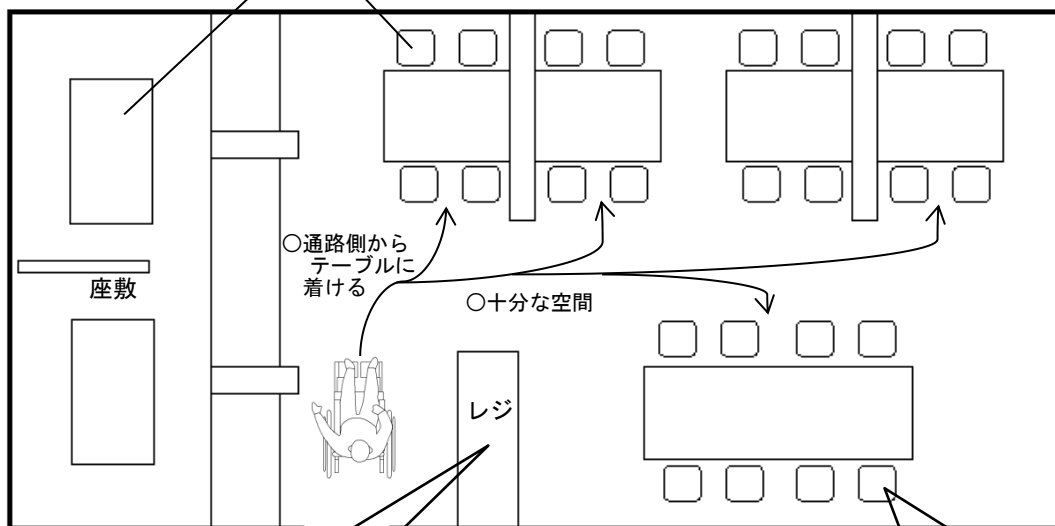
- ・[3]廊下:P.17
- ・[8]便所:P.48

○図 17.1 店舗内部における設計例

●政令・条例の基準
○望ましい整備



○座敷だけでは、車椅子使用者が席につけないので、可動式の椅子のテーブル席を設ける



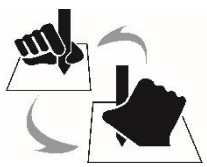


- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

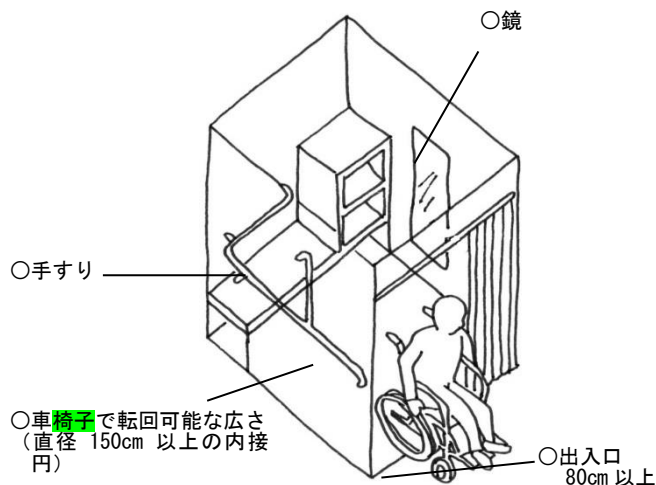
○図 17.2 聴覚障がい者等に配慮したマーク

○聴覚障がい者等が来店されたときのために、筆談具（メモとペン）の準備と、聴覚障がい者等への配慮を示す耳マークや手話マーク、筆談マークを受付等に掲示する



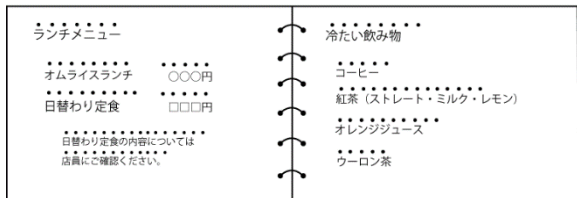
図記号	表示内容	出典
<p>耳マーク</p> 	○聴覚障がい者への配慮を示す	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会
<p>手話マーク</p> 	○「手話で対応します」、「手話でコミュニケーションできる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟
<p>筆談マーク</p> 	○「筆談で対応します」、「聴覚障がい者を含む障がい者と筆談できる人がいます」ということを表す	一般財団法人 全日本ろうあ連盟

○図 17.3 車椅子利用者も利用できる試着室

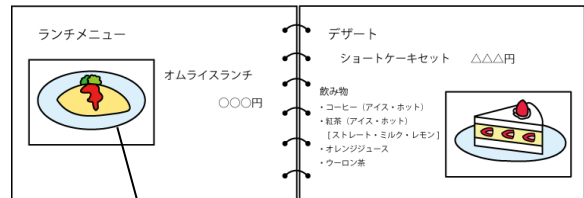


●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 17.4 点字メニューの例

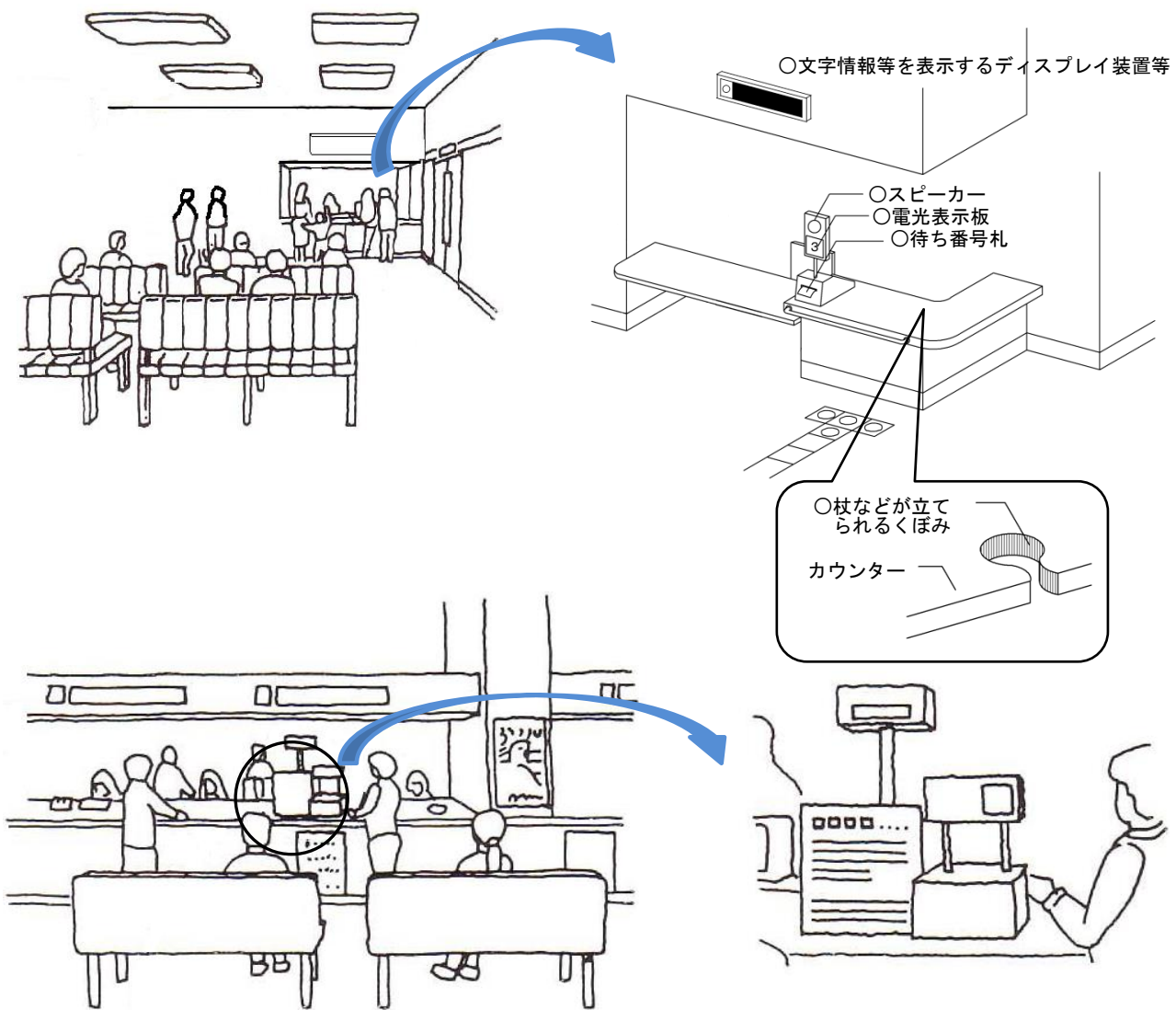


○図 17.5 写真入りメニューの例



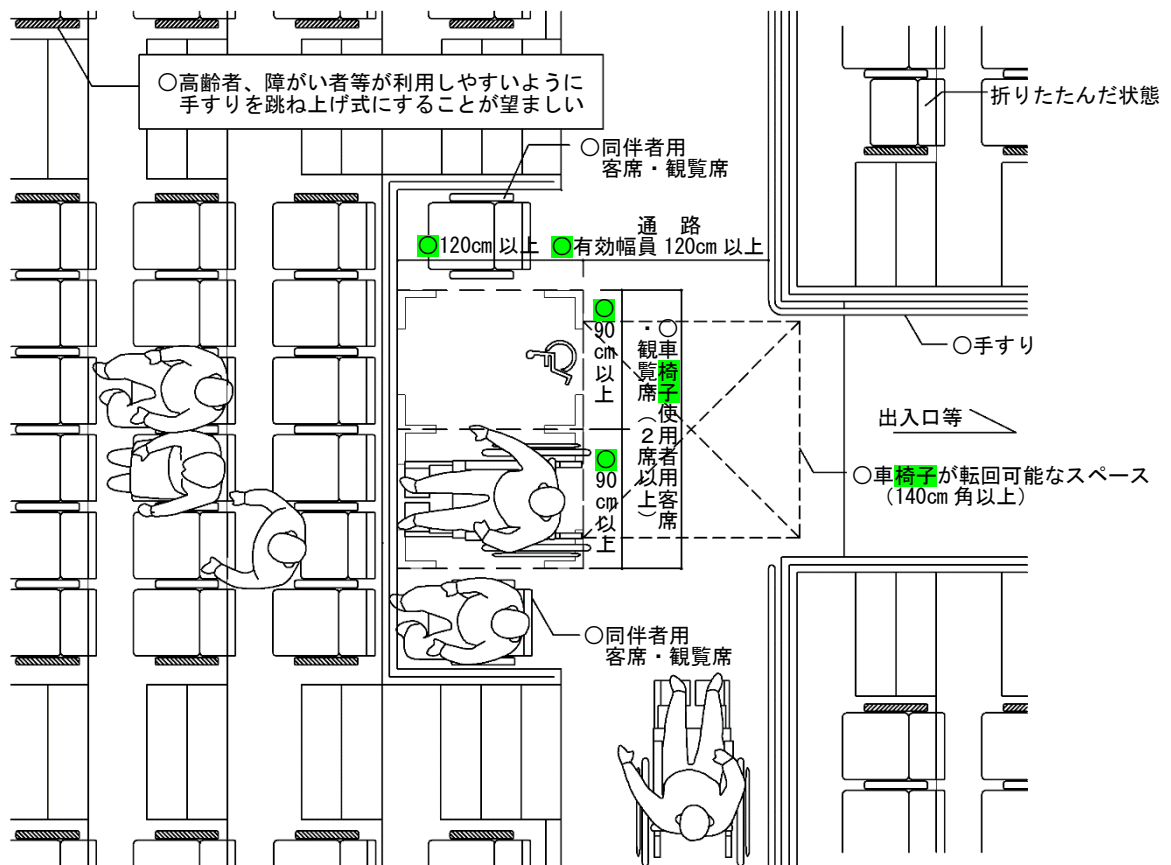
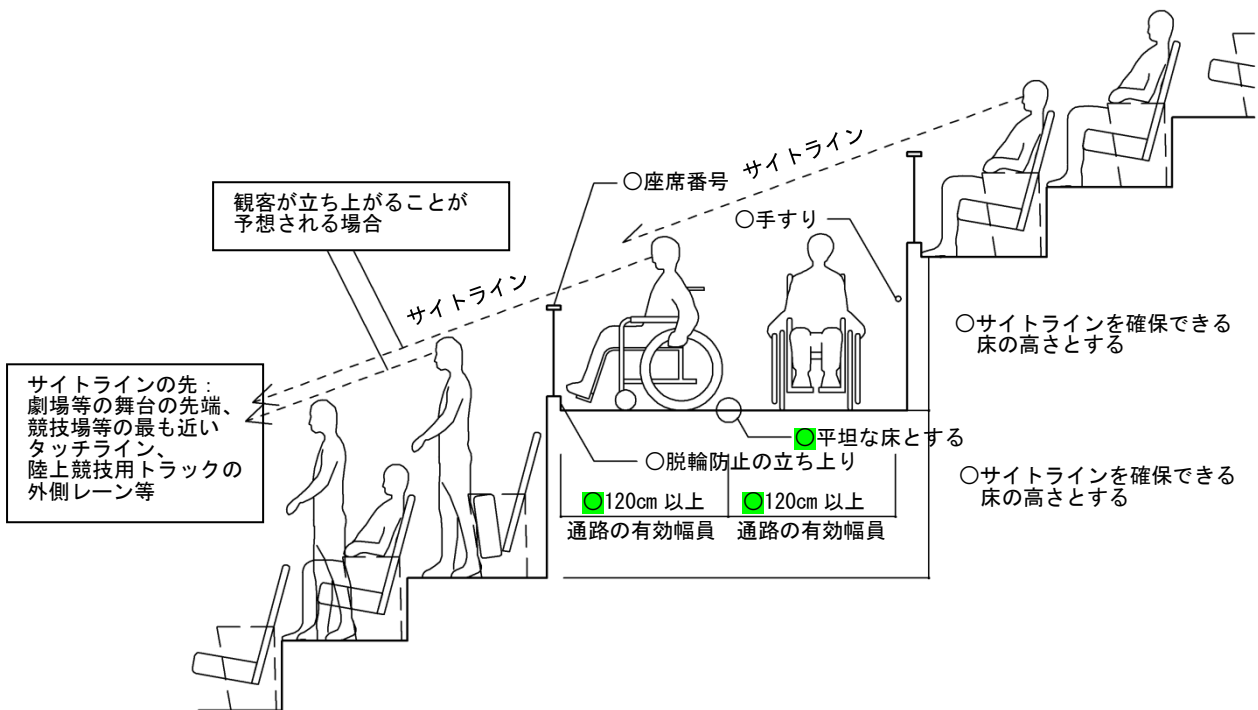
○聴覚障がい者、知的障がい者、
外国人も注文しやすい

○図 17.6 カウンターのある店舗



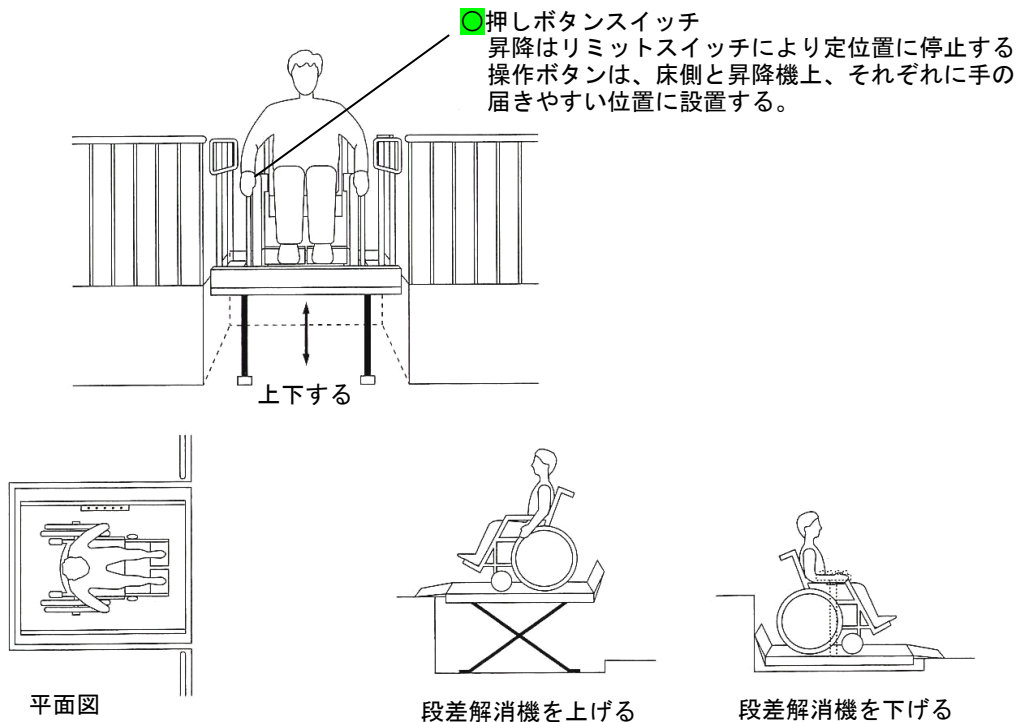
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

○図 17.7 客席・観覧席

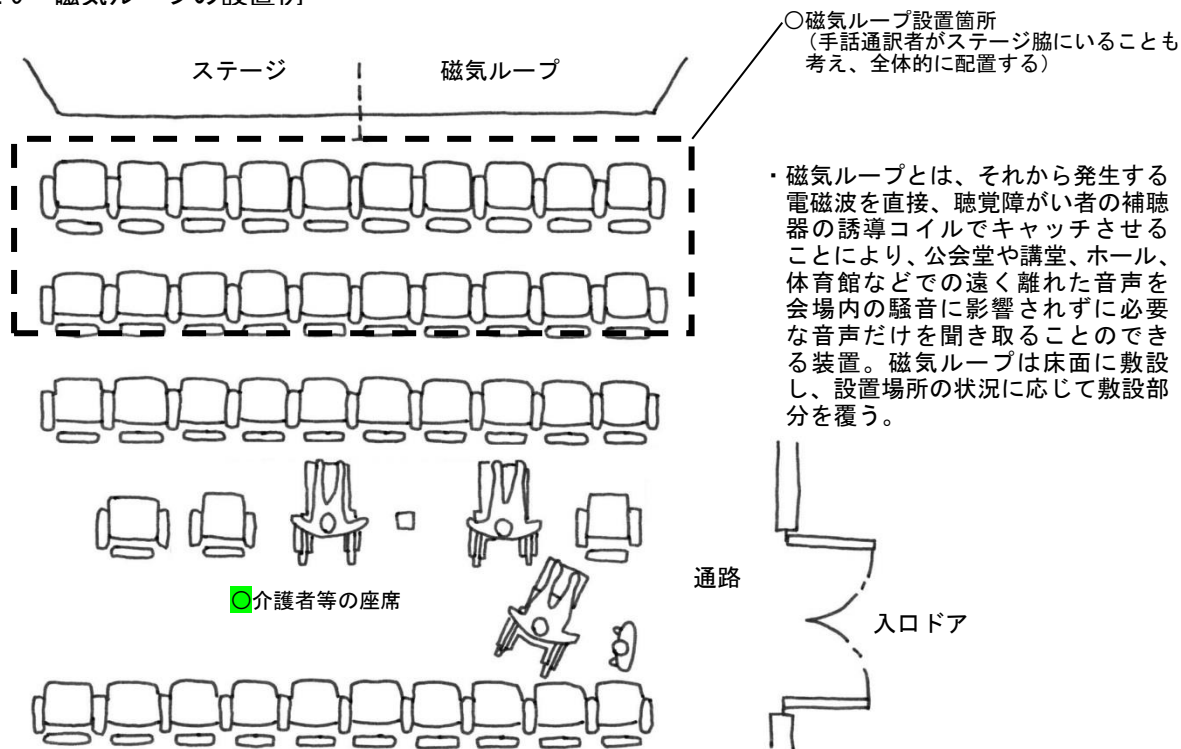


●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 17.8 舞台へのアクセス



○図 17.9 磁気ループの設置例



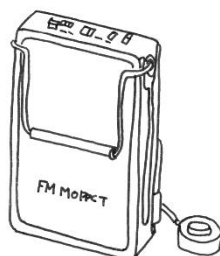
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

○ 図 17.10 赤外線システム



※赤外線補聴装置とは、対象エリアに赤外線送出機を設置し、受信機で受信する。広いエリアの場合は、3種類（10m、30m、45m）の送出機を単独又は組み合わせて配置する。ヘッドホン又は補聴器で受信する。

○ 図 17.11 FM補聴装置（無線式補聴器）の例



- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

図 17.12 バリアフリー情報提供の例

●政令・条例の基準
○望ましい整備

府有施設のバリアフリー情報 大阪府庁舎 本館




 更新日: 令和元年6月4日

大阪府庁舎 本館

施設名 大阪府庁舎 本館(6階建)

バリアフリー情報 (図記号の説明)

バリアフリー経路			トイレ	駐車場	授乳室
送等から出入口まで	案内設備	エレベーター			
			  	 	

住所 大阪市中央区大手前2丁目1-22

開庁時間 9時から18時まで

休館日 土曜日、日祝日及び年末年始

最寄りの交通機関 大阪メトロ谷町線 谷町四丁目駅 [大阪メトロホームページ\(駅ガイド\)](#)(外部サイトを別ウインドウで開きます)

車いすご利用の方の経路

谷町四丁目駅1A番出口を出て右折(北へ)、そのまま約150メートル進み、谷町2丁目交差点の信号を進行方向へ(北へ)渡って右折(東へ)、約160メートル進むと左手側に大阪府庁の西側通出入り口があります。
障がい者用駐車スペースは、本館の正面と西側駐車スペースに2区画ずつあります。

備考

- ・車いすの貸し出しを行っております。
- ・受付まで視覚障がい者のための誘導用ブロックを敷設しています。
- ・お困りの場合は、入口横に設置してあるインターホンでお気軽に係員をお呼び下さい。

[「府有施設のバリアフリー情報」トップに戻る](#)

【まちのバリアフリー情報の提供】

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/bf_jyoho/index.html

【府有施設のバリアフリー情報】

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/seinou-hyouji/index.html

【市町村有施設のバリアフリー情報】

http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/sityoson-bareerfree/index.html